

横浜市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の全部改正に関する意見公募要領

横浜市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の全部改正について、広く市民の皆様からご意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 意見公募期間

令和元年 6 月 14 日（金）から令和元年 7 月 5 日（金）まで
（必着とし、郵送の場合は当日の消印有効）

2 意見提出方法

「意見提出用紙」に記入の上、以下のいずれかの方法により、横浜市道路局施設課 駐車場担当宛てにご提出ください。

※お電話によるご意見の受付はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

(1) 電子メールの場合 【アドレス】 do-shisetsu@city.yokohama.jp

(2) 郵送の場合

【宛先】 〒231-0016 横浜市中区真砂町 2-22 横浜市道路局施設課 駐車場担当

(3) F A X の場合 【F A X 番号】 045-671-2732

(4) 持参いただく場合 【窓口】 関内中央ビル（セルテ側）3階 道路局施設課 駐車場担当

※開庁時間 8 時 45 分～17 時 15 分（12 時～13 時及び土日祝を除く）

3 注意事項

(1) いただいたご意見に対する本市の考え方の公表は、意見公募結果の公示をもって行います。

個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

(2) いただいたご意見の内容は、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公表する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報は適正に管理し、ご意見の内容に不明な点がある場合等の連絡・確認といった、本改正案に対する意見公募に関する業務にのみ使用します。

(4) その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月横浜市条例第 6 号）」に従い、適切に取り扱います。

4 ご不明な点についてのお問合せ先

横浜市道路局施設課 駐車場担当宛て

電話番号：045-671-2731